

熊本県立熊本聾学校

中学部

生徒の心得

中学部

年

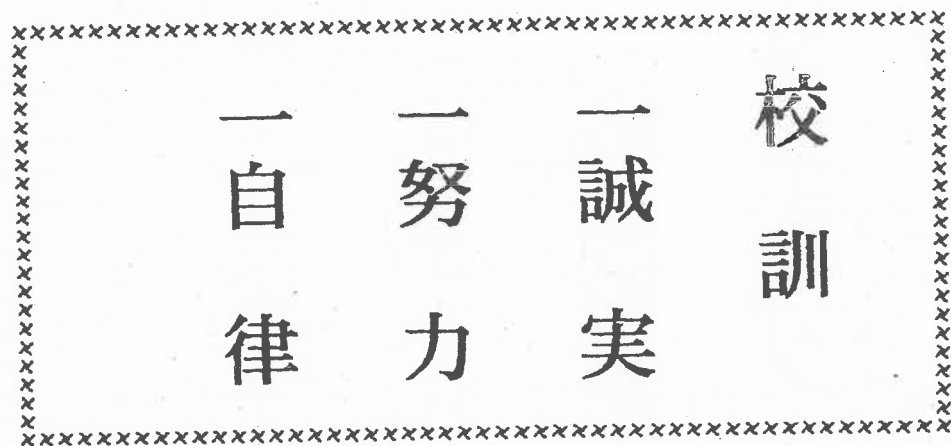
組

氏名

《 目次 》

1. 校訓・校歌
2. 学校沿革の大要
3. 日課表
4. 生徒心得
5. 中学部生徒会会則
6. 運動部活動に関する規定
7. 図書館利用案内
8. 諸届・願について
9. 病気による出席停止の扱い
10. 自転車通学規則
 自転車許可願

1 校訓、校歌



校 歌

作詞 杉 元 安 弘
作曲 末 次 定 義

1. わ か く さ も ゆ る ひ が し の の
さ や け き こ こ ろ は ぐ く り て
ま こ と つ ち か う ま な び の や
つ と む わ れ ら に し ん り あ り

一、若草萌ゆる東の野
清けき心身育みて
誠実培う学びの舎
勉勵む吾らに真理あり

二、火煙昇る阿蘇の峯
峻しき教訓温めて
努力弛まぬ学びの舎
創造る吾らに英知あり

三、白雲翔る碧き空
悠けき希望頂きて
自律讀ゆる学びの舎
邁進む吾らに栄光あれ

2 学校沿革の概要

明治44年11月20日	私立熊本盲啞技芸学校として開設（内坪井町）
大正4年10月29日	新校舎落成（京町）
大正8年9月4日	熊本盲啞学校と改称
大正15年4月1日	県立に移管 熊本県立盲啞学校と改称
昭和4年10月14日	校舎を移転（出水町今）
昭和12年5月31日	ヘレンケラー女史来校
昭和22年4月1日	盲聾分離し独立 熊本県立聾学校と改称 天草分教場設置（本渡町）
昭和28年4月1日	天草分教場独立（熊本県立天草聾学校） 熊本県立熊本聾学校と改称
昭和44年9月25日	現在地に校舎を竣工（東町）
昭和62年10月22日	全国聾学校理美容研究大会を開催
平成3年11月9日	創立80周年記念式典を挙行 新校章を制定、校旗を調製 新校歌（歌詞）を制定
平成13年11月24日	創立90周年記念式典を挙行
平成23年11月20日	創立100周年記念式典を挙行
令和3年11月20日	創立110周年記念式典を挙行

3 日課表

	平 常 授 業	短 縮 授 業
朝自習	8 : 2 5 ~ 8 : 4 0	8 : 2 5 ~ 8 : 4 0
H R	8 : 4 0 ~ 8 : 4 5	8 : 4 0 ~ 8 : 4 5
1 限目	8 : 5 0 ~ 9 : 4 0	8 : 5 0 ~ 9 : 3 5
2 限目	9 : 5 0 ~ 1 0 : 4 0	9 : 4 5 ~ 1 0 : 3 0
3 限目	1 0 : 5 0 ~ 1 1 : 4 0	1 0 : 4 0 ~ 1 1 : 2 5
4 限目	1 1 : 5 0 ~ 1 2 : 4 0	1 1 : 3 5 ~ 1 2 : 2 0
給食	1 2 : 4 0 ~ 1 3 : 1 0	1 2 : 2 0 ~ 1 2 : 5 0
昼休み	1 3 : 1 0 ~ 1 3 : 3 0	1 2 : 5 0 ~ 1 3 : 1 0
5 限目	1 3 : 3 0 ~ 1 4 : 2 0	1 3 : 1 0 ~ 1 3 : 5 5
6 限目	1 4 : 3 0 ~ 1 5 : 2 0	1 4 : 0 5 ~ 1 4 : 5 0
掃除	1 5 : 2 0 ~ 1 5 : 3 0	1 4 : 5 0 ~ 1 5 : 0 0
H R	1 5 : 3 0 ~ 1 5 : 4 0	1 5 : 0 0 ~ 1 5 : 1 0
下校	~ 1 6 : 5 0	

4 生徒心得（生徒として守り、心掛けること）

本校中学部生徒は、次に示された事柄を守り、これを全行動の基本とする。

第1章 規律・礼儀

- 1 常に本校の生徒として誇りを持ち、堂々とした態度や行動を心掛ける。
- 2 他人に迷惑をかけるような言葉遣いや行動はしない。
 - ※ 先生や保護者の指導を素直に聞く態度を持つ。
 - ※ 先生や友達、また来客に会った時は、気持ちの良い挨拶をする。

第2章 通学

- 1 通学の際は、本校で定められた制服を着用し、交通道德や公衆道德を守る。
- 2 登下校の時刻を守り、寄り道などをしない。
 - (1) 登校時刻…午前8時25分までに入室完了する。
 - (2) 下校時刻…午後4時までに下校する。
 - (3) 午後4時以降居残る場合は、担任や係の先生に伝える。
(部活動については別に定める。)
- 3 自転車通学は、本校の自転車通学規定に従い、許可を受け、安全運転に心掛ける。

第3章 校内生活

- 1 学校への出入りは定められた場所を使用し、靴は定められた靴箱に整頓して入れる。
- 2 登校後は無断で校外に出ない。学校外に出る場合には、担任の先生の許可を受ける。
- 3 学校内の公共物は大切にし、故意に破損した時は弁償する。
- 4 学校の備品は許可を得て使用する。
- 5 用事のない教室や準備室には許可なく出入りしない。
- 6 忘れ物などをした場合、まず先生に相談する。（無断で取りに帰らない。）

第4章 学習

- 1 自分の役割（掃除、日直、委員会活動など）は責任を持って行う。
- 2 テストは真面目に受け、不正行為は絶対にしない。
- 3 予習・復習に心掛け、宿題等の課題を確実にする。
- 4 授業中の私語は慎み、他の生徒や先生に迷惑をかけない。

第5章 交友

- 1 友達を大切にし、お互いの良さを認め合うような関係を築き上げる。
 - ※ 乱暴な言動はしない。
 - ※ 他人の容姿や言動を笑ったり、悪口（嫌なあだ名、陰口等）を言ったりしない。
 - ※ 上級生は下級生をいたわり、下級生は上級生を尊敬する。
例：敬語を使うように心掛ける
 - ※ 交際は、常に明るく、お互いに尊重しあう気持ちを持つ。
- 2 友達同士で金銭や貴重品の貸し借りをしない。
- 3 人の物を黙って使わない。借りた時には使用后すぐに返す。

4 人を思いやる態度を身に付ける。

第6章 校外生活

- 1 夜間（日没から午前6時まで）の外出は保護者同伴とする。部活動終了後は速やかに下校する。
- 2 危険な場所へは行かない。また、店を利用する際はルールに従う。
 - (1) 未成年者の入場を禁じている施設。（パチンコ店・雀荘など）
 - (2) 保護者の同伴が必要な施設。（複合遊戯施設、ゲームセンター、ゲームコーナー、ネットカフェカラオケボックス等）ただし、条例に基づき午後11時以降(ゲームセンターは午後10時以降)は保護者同伴でも補導対象となる。
- 3 喫煙、飲酒はしない。また、所持しない。その他、法律で禁止されていることはしない。
- 4 無断外泊・深夜の無断外出の禁止。友達の家などへの外泊は、原則として禁止する。保護者の同行または学校（担任）の許可を得る。
- 5 中学部の生徒のアルバイトは、原則として禁止する。（新聞配達は可）

第7章 所持品

- 1 身分証明書はいつも携帯する。
- 2 『生徒の心得』は各自大切に保管する。
- 3 刃物やその他の危険物は所持しない。
- 4 必要以外の金銭や品物（雑誌、マンガの本、遊具など）を学校に持って来ない。
 - ※ 自分の持ち物には記名し、大切にする。
 - ※ 金銭を持参した場合は、登校後、すぐに職員室に預ける。

第8章 携帯電話・スマートフォン

- 1 校内での所持・使用は一切禁止する。ただし学校に持参する場合は、事前に必要書類を担任に提出し、校長の許可を得る。
- 2 持参した場合は、登校後、すぐに職員室に預ける。
- 3 フィルタリング設定をする。
- 4 家庭では、携帯電話・スマートフォンのルールや約束事を作る。
- 5 友達が悪口、かげ口、うわさ話、仲間はずれ等トラブルの原因となる使い方はしない。
- 6 個人情報や写真（友達のものも含む）などをSNSに載せない。
- 7 インターネット上のマナー・モラルを遵守し、誹謗中傷等を行わない。
- 8 SNSで知り合った人とは会わない。
- 9 生活リズムの乱れや昼夜逆転、携帯・スマホ依存症にならないよう、家庭での決まりやルールを守り、トラブルにも巻き込まれないようにする。
 - ※ 深刻なトラブルが発生した場合は、生徒指導の内規に基づき特別な指導を行う場合もある。トラブルに関わった生徒の携帯電話・スマートフォンは保護者の同意を得て、保護者預かりを依頼する。

第9章 服装・容姿

※ 特別な事情がある場合には、中学部の先生に相談する。

1 髪は常に清潔にし、健康面や活動面の妨げにならないようにする。詳細は、以下のとおりとする。

(1) 清潔感がある頭髪にする。前髪は、眉にかからないようにする。

(2) 前髪が眉にかかる場合は、ヘアピンを使用して留める。

(3) 髪が肩にかかる場合には、ヘアゴムを使用し結ぶ。ヘアピンやヘアゴムの色は黒、紺、茶を基本とする。

(パーマや巻き髪等、毛染め、髪飾り、整髪料の使用はしない。)

2 化粧、ピアス、マニキュア等は使用しない。眉に手を加える行為はしない。

3 すべての教育活動に出席する場合には、本校で定められた服装を身に付ける。

(1) 制服

本校指定の制服を着用するものとする。

※ 本校指定の制服以外を着用する場合は、異装許可願を提出する。

【制服】

共通	ジャケット	濃紺のテーラードシングル2つボタン
	ネクタイ	格子柄(緑)
	セーター	本校指定のもの、または紺か黒(無地)のVネックセーター
	記章	左襟に校章
	夏上衣	本校指定の校章入りポロシャツ
1型	スラックス冬	紺のワンタックスラックス
	シャツ	レギュラーカラーシャツ
	スラックス夏	紺のワンタックスラックス
2型	スカート冬	紺の箱スカート(丈の長さ:膝下)
	ブラウス	レギュラーカラーブラウス
	スカート夏	紺の箱スカート(丈の長さ:膝下)

[着用期間]

○夏服… 6月1日～9月30日

○冬服… 11月1日～5月31日

移行期間…夏: 5月1日～5月31日、冬: 10月1日～10月31日

上記の期間を目安とし、気候や体調に合わせて各自調整する。

(2) 靴 白または黒の運動靴(ハイカットは不可)

(3) 靴下 白・黒・紺のソックス(ワンプointまで・くるぶしより3cm以上長いもの)
(冬は黒タイツも可)

※式典等行事の時は、黒ソックス(冬は黒タイツも可)

(4) 肌着 無地

(5) 上履き 白色の上靴

(6) カバン 白・黒・紺・灰色等、派手でないようにする。

(7) 防寒具 フードがあるものやマフラーは安全面を考慮し不可とする。

黒・紺・灰色等の無地のジャンパー、コート類、手袋・ネックウォーマーは可

※ 室内での使用は不可

第10章 特別な指導

- 1 学校生活及び社会のルールに反する行動をとった生徒は、中学部及び生徒指導部で協議し、校長の教育的判断の下、特別な指導を行う。
- 2 特別な指導は、説諭と謹慎のいずれかとする。謹慎は学校内謹慎と自宅謹慎とする。
- 3 特別な指導を受ける際には、部活動や生徒会活動は原則禁止とする。
- 4 生徒の状況、学習進度等を考慮し、指導や処分の内容を協議した後に、校長が決定する。

5 熊本聾学校中学部生徒会会則

第1章 名称

第1条 本会は熊本聾学校中学部生徒会と称する。

第2章 目的

第2条 本会は自発的、自治的活動を通じて民主主義のルールを身につけ、明るく規律正しい学校生活を築き、民主的な学習態度や生活態度を養うとともに、将来の民主的平和国家の形成者としての資質を培うことを目的とする。

第3章 会員

第3条 本会の会員は熊本聾学校中学部の全生徒をもって構成する。

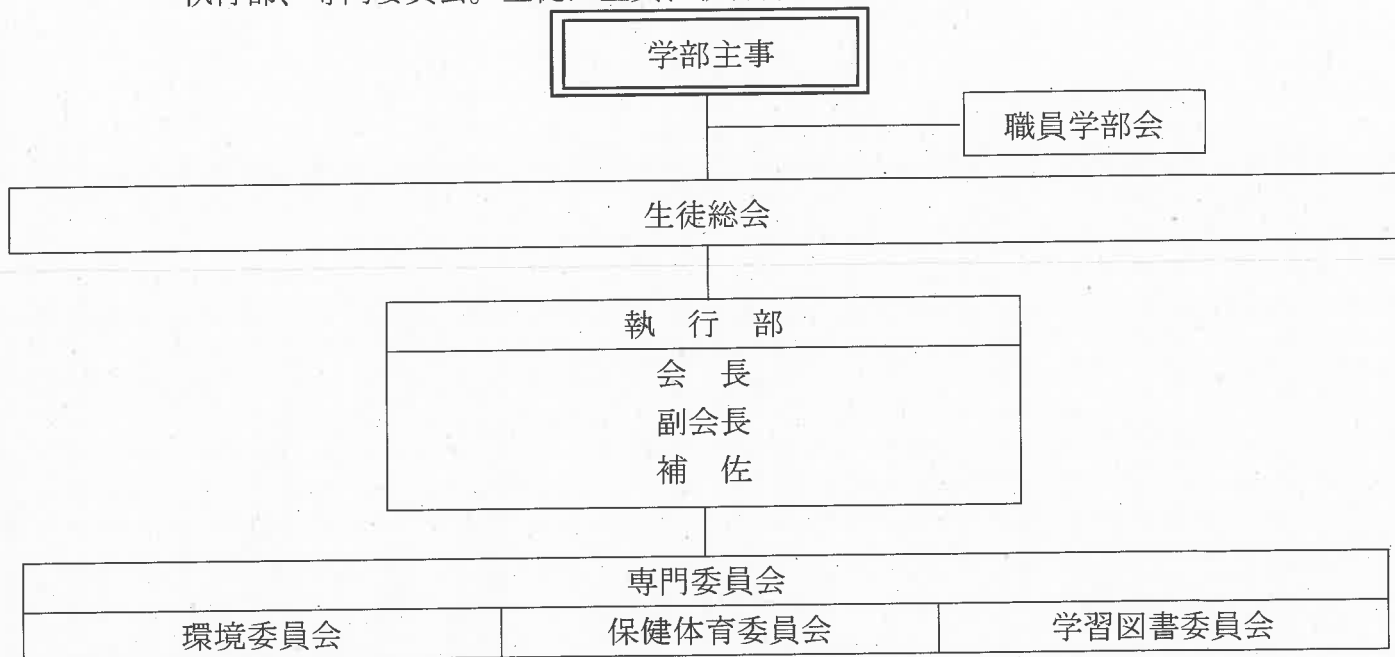
第4章 構成

第4条 本会会員の全員をもって生徒総会を構成し、生徒会の最高議決機関とする。

第5条 生徒総会は学部主事の承認を得て開くことができる。

第6条 本会は次の機関をおき、各機関の関係を表のとおりとする。

執行部、専門委員会。生徒は全員、執行部または専門委員会に属するものとする。



第5章 執行部

第7条

1. 執行部のうち1名を会長、1名を副会長とする。会長は補佐を1名任命できる。
2. 執行部の任期は1月から翌年12月までとし、次の役員が認証されるまでとする。
3. 会長、副会長の選出は生徒会役員選挙細則による。

第8条 会長は本会を代表して、次の会務を行う。

1. 生徒会主催行事の開催、あいさつをする。
2. 生徒会の活動が会則とおり行われているかどうか常に注意し必要ある場合は、助言・忠告する。

第9条 副会長は会長を助け、会長不在のときはその代理となり会務を行う。

第10条 会長、副会長をのぞく補佐は次の会務を行う。

1. 生徒会に関する記録を行い、関係書類を整理する。
2. 会長・副会長不在のときはその代理となり、会務を行う。

第6章 生徒総会

第11条 生徒総会は、会長が必要と認めた場合、又は、専門委員会から要請があった場合に会長が行う。

第12条 生徒総会は生徒全員で構成する。

第13条 生徒議会は次の事項を審議・決定・運営する。

1. 活動方針及び反省
2. 会則の改正
3. その他本会の運営について全体で討議する必要がある事項

第7章 専門委員会

第15条 本会は専門委員会をおき、それぞれ次の活動を行います。また、必要に応じて各種活動を計画立案し、実行していく。

(1) 保健体育委員会

・保健行事の計画・まとめ役 ・保健掲示物の作成等 ・給食時の点検、健康観察簿の管理

(2) 環境美化委員会

・清掃の計画・まとめ役 ・学校の環境美化活動等

(3) 学習図書委員会

・図書の貸し出し調査 ・図書室の仕事の補助 ・自主学習ノートの管理等

6 部活動について

○本校中学部、高等部の部活動一覧

本校中学部、高等学校部の活動一覧								
	部活動	活動曜日					活動時間	
		月	火	水	木	金	3月～10月	11月～2月
①	陸上部	○	○		○		午後4時～ 午後6時30分 (下校完了)	午後4時～ 午後6時 (下校完了)
②	バドミントン部	○	○		○			
③	美術部			○				
④	手話落語部			○				
		土曜日、日曜日、祝日、長期休業の場合は、原則として活動しない。ただし、運動部指導者の判断で計画することができる。						

○入部希望者は、毎年入部届を提出する。

○①、②（陸上、バドミントン）と③、④（美術部、手話落語部）は兼部することができる。

7 図書室利用について

○ 開館時間 原則として午前8時50分から午後4時50分まで

*研修や会議で早く閉館する場合はその都度知らせがある。

*朝自習などで本が必要な場合は前日までに借りる。

○ 本の借り方

1人5冊、1週間借りられる。春・夏・冬休み中は10冊借りられる。

○ 本の返し方

カウンターの司書へ手渡すか、閉室の際は「えほんのへや」の前にある返却ポストへ入れてください。期間中に読めなかった場合は、予約が入っていない本に限り、1回延長ができます。カウンターで司書に申し出る。

○ 予約・リクエストサービス

*読みたい本が貸出中でない時は、予約ができる。司書に申し出るか、予約・リクエスト申込用紙を出す。

*読みたい本が図書館にない時は、リクエスト申込用紙を出す。購入または校外の図書館から相互貸借等で入手して、提供します。

○ レファレンス（調査相談）

読みたい本や、調べたいことを司書の先生と一緒に探す手伝いを依頼できるので、気軽に相談をする。

○ 蔵書検索・インターネットの利用

蔵書検索とインターネットが利用できる生徒用パソコンが「本の部屋」に2台あう。

○ 聴覚障害情報提供センター提供のDVDについて *1人1点、3泊4日で貸出ができます。

○ 図書館内では他の方の迷惑になるようなことはしない。飲食、携帯使用不可。

本や雑誌、新聞など資料は、大切に扱う。

○ 図書館で借りた本が壊れても、絶対に自分で修理せず、正直に司書へ申し出る。（勝手な修理は、逆に本を傷めます）

8 諸届・願について

※ 諸届・願については、中学部の先生に相談の上、手続きを行う。

- 1 欠席、欠課、早退などの場合は、必ず担任に連絡をする。自分で連絡ができない場合は、保護者に連絡をしてもらう。
- 2 忌引きの場合には、次の日数を休むことができる。

一親等（両親）	．．．．．	7日以内
二親等（祖父母、兄弟姉妹）	．．．．．	3日以内
三親等（伯叔父母）	．．．．．	1日
- 3 学生通学定期乗車券（電車のパス等）を購入したい場合には、事務室で通学証明書を発行してもらう。
- 4 旅行の際、学生生徒旅客運賃割引証を使用したい場合（片道 100km 以上）には、事務室にある所定の用紙に記入して、交付してもらう。旅行時は、身分証明書を携行する。
- 5 自転車通学、携帯電話・スマートフォンの校内・寄宿舍持ち込み、異装、休日のグラウンド使用については、所定の手続きをして許可を得る。（自転車通学許可願、携帯電話・スマートフォン校内・寄宿舍持込願、異装許可願）

※ 休日のグラウンド使用については、事務室での手続きが必要

- 6 上の諸届・願には、必ず保護者の捺印をする。

9 学校感染症による出席停止の扱い

学校保健安全法の規定に基づき、『学校において予防すべき感染症』に罹った場合、学校医またはその他の医師の意見を聞き、期間を定め、出席停止の期間の基準に沿って、出席停止の指示ができることになっている。

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	○エボラ出血熱　○クリミア・コンゴ出血熱 ○痘そう　○南米出血熱　○ペスト ○マールブルグ病　○ラッサ熱　○急性灰白髄炎 ○ジフテリア ○重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る） ○特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
	○新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第二種	○インフルエンザ※特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、2日（幼児は3日）を経過するまで
	○百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適切な抗菌薬による治療が終了するまで
	○麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	○流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	○風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	○水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化する(かさぶたになる)まで
	○咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	○結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	○髄膜炎菌性髄膜炎	
	【 注意 】ただし病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。	
第三種	○コレラ　　　　　　　　　○腸チフス、パラチフス ○細菌性赤痢　　　　　○流行性角結膜炎（はやり目） ○腸管出血性大腸菌感染症　○急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	○その他の感染症(条件によっては出席停止の措置が必要と考えられるもの) ○溶連菌感染症 ○手足口病 ○ヘルパンギーナ ○伝染性紅斑(りんご病) ○感染性胃腸炎 ○マイコプラズマ感染症 ○R-S ウイルス感染症 ○ヒトメタニューモウイルス感染症 ○帯状疱疹 ○単純ヘルペスウイルス感染症　　等	医師の判断と指示により登校（園）可能

※学校において予防すべき感染症の解説より

10 自転車通学規則

生徒の自転車通学については、下記の15項目の内容を生徒及び保護者が了解のうえ、許可願が提出されたときは、生徒指導部で検討し、適当と認めた場合は校長が許可するものとする。また、自転車通学に際しては、安全運転を心掛け、交通事故等に遭わないように十分注意する。

なお、自転車通学許可は学年毎とする。

記

- 1 自宅からの通学最短距離が2キロメートル以上であること。
- 2 自転車通学許可願は、本人と保護者の連名のうえ、担当に提出すること。
- 3 自転車の車種は安全面を考慮し、本校で定められているものであり、マウンテンバイク、ロードバイク、その他の車種は認めない。
- 4 生徒本人は、保護者と相談のうえ、通学路を決定すること。
- 5 交通法規（自転車関係）を守ること。
- 6 安全のため、必ずヘルメットを着用すること。
- 7 雨天時はカッパを着用し、傘さし運転はしないこと。
- 8 運転中はスマートフォン等の操作をしないこと。
- 9 補聴器・人工内耳装用証明書（事故時の対応カード）を所持すること。
- 10 イヤホンを着用して運転しないこと。
- 11 自転車の整備をすること。
 - (1) 自転車安全整備店で点検・整備し、TSマークを貼ってもらうこと。
(自転車には指定のステッカー、反射テープ、TSマークを貼付する。)
 - (2) 自転車は、ブレーキ、ベル、ランプ等が確実に作動すること。
 - (3) 自転車には、反射材または反射テープが付いていること。
 - (4) 自転車の施錠は、2重ロックを取り付けること。
- 12 自転車は、学校内の決められた場所に施錠して置くこと。
- 13 防犯登録をすること。
- 14 生徒の健康・安全面を考慮し、以下のように適当でないと判断した場合、自転車通学を許可できないことがある。
 - (1) 自転車による通学時間が60分を超える場合
 - (2) 通学路における交通量や危険箇所が極めて多いと判断した場合
 - (3) 公共交通機関による通学の方がより安全で、かつ効率的であると判断される場合
 - (4) 保護者の同意が得られない場合
- 15 その他
 - (1) 自転車事故保険に必ず加入すること。
 - (2) 自転車を他人に貸さないこと。
 - (3) 許可後は、ステッカーを自転車の後輪カバーに貼ること。
 - (4) 次のような場合には、許可を取り消すこともある。
 - ①度重なる交通違反を犯した場合
 - ②自転車を改造した場合

平成5年7月1日より施行

平成16年3月24日一部改正
平成22年4月8日一部改正
平成23年4月8日一部改正
平成25年4月8日一部改正
平成26年6月11日一部改正
令和2年4月2日一部改正
令和4年4月1日一部改正
令和6年4月1日一部改正
令和7年4月1日一部改正

校長	副校長	教頭	主事	生徒指導部	担任

自転車許可願

令和 年 月 日

熊本県立熊本豊学校長 様

生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

この度、自転車通学規則に従い、自転車通学させたいと思いますので、許可いただきますようお願いいたします。

記

- 1 生徒住所 _____
- 2 期 間 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
- 3 通学距離(時間) _____ Km (約 ____ 分)
- 4 自転車通学範囲 _____ ～ _____
- 5 自転車の種類・番号 _____

自転車点検整備済証及び防犯登録証

「自転車点検整備店」へのお願い

熊本豊学校では、自転車通学生交通安全のため、「TS マーク」「防犯登録証」の貼付、「2重ロック」の取付を義務づけております。いろいろお忙しい時期ですが安全点検後、下記の証明をよろしくお願いします。

TS マーク登録番号

防犯登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--

--

--	--	--	--	--

2重ロック取付確認済 () ※○を付けてください。

上記の生徒の自転車安全点検を済ませ、TS マーク・防犯登録番号を貼付しました。

令和 年 月 日

自転車安全点検整備店名 _____

印

校長	副校長	教頭	学部主事	寄宿舍	生徒主事	担任

携帯電話・スマートフォン 校内・寄宿舍持込願

令和 年 月 日

熊本県立熊本聾学校長 様

生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

この度、携帯電話・スマートフォン（※以下、携帯・スマホ）に関する規定に従い、校内への持込みをさせたいと思いますので、御許可いただきますようお願いいたします。

なお、許可をいただきましたら、使用上のルールやマナー等の決まりを遵守できるようにし、家庭でも学校と協力して指導にあたることを誓います。

1 持込期間： 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

2 フィルタリング有無（✓を）： ☐ 設定済 ☐ 未設定（持込許可できません）

3 家庭でのルール（未記入の場合は持込許可できません）

① 時間に関するルール： _____

② マナーに関するルール： _____

4 校内持込の理由

5 校内に持ち込む携帯電話・スマートフォンの電話番号 _____

6 保護者の皆様へのお願い

熊本県教育委員会からの指針に基づき、熊本聾学校「携帯・スマホ使用上の規約」により、以下の点について、御理解と御協力をお願いします。

- （1）お子様の携帯電話・スマートフォンのフィルタリング及びアプリ制限のためのカスタマイズを定期的に御確認ください。
- （2）お子様と一緒に話し合い、ご家庭でのルールを決めて「3 家庭でのルール」に記入してください。未記入の場合は許可できません。特に、健康面の配慮から使用時間の制限をお願いします。（例：夜9時までの使用、1日2時間以内、アプリの取り込みやネット情報の制約など）
- （3）校内での携帯・スマホの使用、及び「いじめ」等何らかの深刻なトラブルが発生した場合は、携帯・スマホの一時預かりを行う場合もあります。また、問題の深刻さによっては特別な指導を実施したり、許可を取り消したりすることもあり、御家庭でも必要な御指導をお願いします。
- （4）改善が見込まれない場合は、加入アプリの退会、携帯・スマホの契約解除等、思い切った対応をお願いします。

※トラブル後の指導ではなく、トラブルが起きないための防止を家庭と学校で協力し、お子様自身が携帯・スマホの安全・安心な使い方ができるよう、大人の責務として取り組んでいきましょう。

異装許可願

令和 年 月 日

熊本県立熊本聾学校長 様

生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

この度、上記の生徒の異装をご許可いただきますようお願いいたします。

1 異装の理由

2 異装の内容

3 異装の期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで